

令和3年度 田村市教育・保育施設利用案内

1. 受付期間

令和2年10月12日(月)～11月13日(金)まで

※土、日、祝祭日を除く

2. 申込書提出先

(1) 各保育施設へ提出

【利用希望】市立幼稚園(こども園)・私立認定こども園 : 1号認定(教育)

(2) こども未来課・各行政局へ提出

【利用希望】市立保育所(こども園)・私立認定こども園・事業所内保育事業・
小規模保育事業 : 2・3号認定(保育)

- ◇1号認定: 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性なし
- ◇2号認定: 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性あり
- ◇3号認定: 満3歳未満で保育の必要性あり

3. 提出書類

(1) 1号認定(教育)を希望する場合

【利用希望】市立幼稚園(こども園)・私立認定こども園

- ①子どものための教育・保育給付支給認定申請書・・・申込児童1人につき1枚
- ②入園願書・・・申込児童1人につき1枚

※認定こども園わかくさを希望する場合は、「入園申込書(独自様式)」

③個人番号提供書

申込書類提出時に、保護者のマイナンバー確認と本人確認を行いますので、マイナンバー確認書類(マイナンバー通知カード等)と身元確認書類(免許証等)をお持ちください。

(2) 2・3号認定(保育)を希望する場合

【利用希望】市立保育所(こども園)・私立認定こども園・事業所内保育事業・小規模保育事業

- ①子どものための教育・保育給付支給認定申請書・・・申込児童1人につき1枚
- ②保育所入所申込書・・・申込児童1人につき1枚

※認定こども園わかくさを希望する場合は、「入園申込書(独自様式)」

③保育の必要性を証明するために必要な書類(一覧参照)

- ・児童の父母及び65歳未満の同居親族のものがが必要です。
- ・同時にきょうだいが入園申し込みの場合はコピーをしていただいで構いません。

保育を必要とする事由		必要な書類	備考
就労	会社員	就労証明書	育児休業明け入所希望の場合、育児休業取得期間が明記された証明書が必要 地区民生委員からの証明が必要
	産休・育休中		
	農業・自営業		
妊娠中・出産		出産（予定）児童の母子手帳の写し	表紙と出産（予定）日がわかる部分
保護者の疾病・障害		診断書	
同居親族の介護・看護		介護・看護を受ける人の診断書	
求職活動		就労予定申立書	
就学		在学証明書	

④個人番号提供書

申込書類提出時に、保護者のマイナンバー確認と本人確認を行いますので、マイナンバー確認書類（マイナンバー通知カード等）と身元確認書類（免許証等）をお持ちください。

⑤保育料の決定に必要な書類

- ・家族に障害者がいる場合は、障害者手帳の写し。
- ・未申告などの理由により情報連携を使用して課税情報を得られなかった場合は、住民税課税額証明書の提出が必要です。

4. 募集施設

（1）市立幼稚園・こども園

- ・令和2年度休園中の幼稚園は、入園希望者が5人に満たない場合は引き続き休園します。
- ・また、現在開園中の幼稚園も新入園希望者を含め園児が5人に満たない場合は休園します。

※常葉幼稚園について

令和3年4月より旧西向小学校へ移転します。

（2）市立保育所・こども園

・船引保育所の運営について

令和3年度も引き続き、公益財団法人星総合病院への委託となります。

令和4年度以降については、公立保育所としての運営を終了し、現在整備中の私立保育園（公益財団法人星総合病院運営）へと移行する予定です。

（3）私立認定こども園

（4）事業所内保育事業・小規模保育事業

5. 実施場所・定員・対象者・問い合わせ先

<公立>

区分	施設	定員	対象	問い合わせ
保育所	滝根保育所	60人	6ヵ月～3歳児	☎78-2011
	常葉保育所	90人		☎77-2153
	都路こども園	30人		☎75-3121
	大越こども園	60人		☎68-3555
	船引保育所	140人	6ヵ月～小学校就学前	☎82-0247
幼稚園	滝根幼稚園	60人	4～5歳児	☎78-3636
	常葉幼稚園	120人		☎77-2096
	都路こども園	40人		☎75-3121
	大越こども園	90人		☎68-3555
	緑幼稚園	30人		☎86-2021
	芦沢幼稚園	30人		☎82-1035
	船引南幼稚園	30人		☎85-2008
	瀬川幼稚園（休園中）	30人		☎84-2218
	要田幼稚園（休園中）	30人		☎62-2433

<私立>

区分	施設	定員	対象	問い合わせ
認定こども園	認定こども園わかくさ	300人	6ヵ月～小学校就学前	☎82-4111
事業所内保育	どんぐり保育園（地域枠）	5人	～2歳児	☎81-2561
小規模保育	たんぽぽ保育園	18人	～2歳児	☎82-0411
	ひまわり保育園	19人		☎82-5562
	実り保育園	6人		☎82-4839

6. 保育の実施期間

保育所を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間
就労	雇用の定めがある場合には、その期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後8週間まで
保護者の疾病・障害	病状等が回復するまで
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで
災害	災害の復旧に必要な期間
求職活動	3ヵ月間（期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能）

7. 保育時間

保護者の就労等の状況に応じ、保育施設の利用時間が「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」に区分されます。

利用時間の区分		保護者の就労時間	保育施設利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもがフルタイム就労	1月あたり120時間以上	1日11時間までの利用
保育短時間	保護者のいずれも又はいずれかがパートタイム就労	1月あたり64時間以上 120時間未満	1日8時間までの利用

保育標準時間： 午前7時30分 から 午後6時30分 までの11時間

保育短時間： 午前8時00分 から 午後4時00分 までの8時間

保育必要理由が「求職活動」の方については短時間保育となります。
就労内容に変更があった際には、保育時間の利用区分を変更することが可能です。

※事情がある場合、午後7時まで延長保育可能（月曜日～金曜日）。

延長保育利用者については延長料金が発生します。【月額2,000円・日額100円】

※日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

8. 保育料

児童の父母の市民税所得割課税額によって階層判定を行い田村市利用者負担額徴収規則に基づき保育料を決定します。

施設により教材費、保護者会費など保育料以外の費用が発生する場合があります。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

9. 給食

完全給食

10. その他

保育所への入所決定は、書類審査等により保育の必要性の状況等を総合的に判断し、保育の必要性の程度の高い方を優先して行います。申し込みの受付順ではありません。

※心身に障害があると思われる場合や、心身の発達に不安がある場合、食物アレルギー、継続的な服薬が必要な場合など、受入れ体制を考慮する必要がありますので、申込時に必ずお申し出ください。

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親及び同居の親族（65歳未満の方）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 家庭外労働
いつも家庭の外で仕事をするために、その児童の保育ができない場合
- (2) 家庭内労働
いつも家庭内で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をするために、その児童の保育ができない場合
- (3) 親のいない家庭
死亡、行方不明、拘禁などの理由で、親がいない家庭の場合
- (4) 母親の出産等
母親の産前産後8週間。
病気、負傷、心身の障害などのために、その児童の保育ができない場合
- (5) 病人の看護
児童の家庭に、長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、いつもその看護にあたっていて、その児童の保育ができない場合
- (6) 家庭の災害
火災や風水害、地震などで家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (7) その他
現在求職中であるため、その児童の保育ができない場合など

※注意※

- ◇「求職中」を理由として入所した場合、入所期間は3カ月間となり、定められた期間内に就労証明書等を提出できない場合は「退所」となります。
- ◇入所後は、保育所（こども園）の適正利用の観点から、世帯の就労状況を把握するため、6月頃に「子どものための教育・保育給付支給認定現況届」と併せて就労証明書を提出していただきます。
- ◇入所後に勤務先が変わった場合は、その都度「就労証明書」を提出していただきます。
- ◇保育所（こども園）入所申込書及び支給認定申請書については、保育所関係事務のために使用し、目的以外には使用いたしません。